

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成25年6月20日提出
【計算期間】	第6期計算期間 （自 平成24年3月22日 至 平成25年3月21日）
【ファンド名】	ヒューミント・エジプト株式オープン
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石川 茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田 1 丁目 1 3 - 7
【事務連絡者氏名】	山田 智成
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目12番 2 号
【電話番号】	03-5259-7401
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の限度額は、2,500億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	為替 ヘッジ	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性（ ） 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合（ ）	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	あり () なし	ファミリーファンド ファンド・ オブ・ ファンズ

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは投資信託証券への投資を通じて海外株式に投資しますので、表記上商品分類表と属

性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

投資対象資産	その他資産	目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

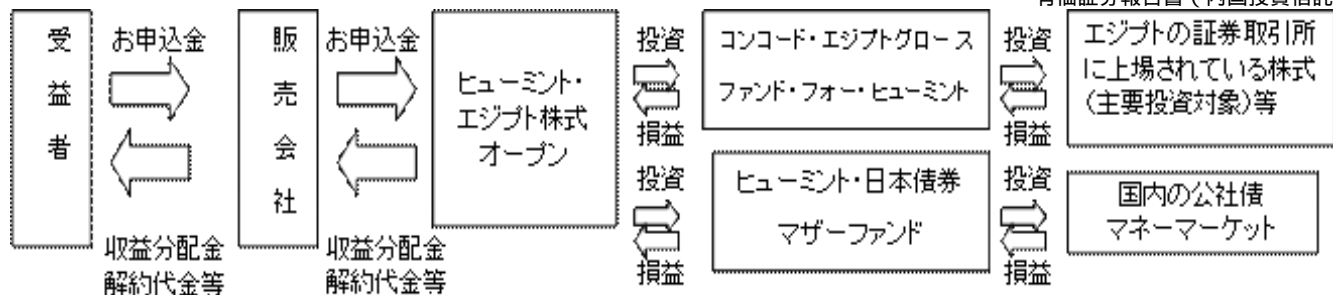
属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< ファンドの特色 >

1	ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。
---	--------------------------

「ヒューミント・エジプト株式オープン」は、エジプト株式への実質的な投資を行う「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」（英国領バージン諸島籍円建外国投資法人）と「ヒューミント・日本債券マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズの形式をとります。



エジプト株式へ投資を行う「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」（英国領バージン諸島籍円建外国投資法人）の運用は、米国のニューヨークおよびエジプトのカイロを運用拠点とするコンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピーが行います。

コンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピー

- 1988年設立、米国証券取引委員会（SEC）登録インベストメント・マネジメント・カンパニー、ニューヨーク・カイロに運用拠点を持つ。
- コンコード・エジプト・ファンドは、エジプトの有価証券に投資するUCITS指令 に基づくEU加盟国の所轄当局認可取得ファンド
UCITS（集団投資計画）指令とは、EUにおいて1985年制定され、公衆から集めた資金を、リスク分散の原則に基づいて、譲渡可能証券その他流動性の高い金融資産へ集団的に投資するUCITS（共同ファンド、ユニット・トラスト又は投資会社）を規定するもの
- エジプトの社会保険年金基金、政府所有の4大銀行、政府所有最大手の保険会社などにより保有されるエジプト国内のクローズド・エンド・ファンド運用を担当

2	主としてエジプト証券取引所（2008年にカイロ・アレキサンドリア証券取引所が統合され、名称が変わりました。）に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。）に実質的な投資を行います。 ワラント（新株予約権付社債）、C B（転換社債）、D R（預託証書）等
---	--

（ご参考）

エジプト株式市場の現状

2011年初旬に発生した政変によりムバラク政権が崩壊。民政に移行するまでの間、軍最高評議会による暫定政権がエジプトを統治した。軍主導の政治に対する不満から2011年終盤には大規模デモが発生したが、2012年6月の大統領選挙でモルシ氏が大統領に選ばれ、エジプトの民主化が進む。大統領選挙後、経済回復が進むとの期待からエジプト株式市場は急上昇した。しかし、モルシ大統領の政権運営に対する批判やエジプトの外貨不足の懸念から2013年の株式市場は、上値が重い展開が続いている。

エジプト証券取引所は中東・北アフリカ地域最大級の取引所。1883年設立のアレキサンドリア取引所、1903年設立のカイロ取引所を母体とする100年を超える歴史を誇る。

時価総額は2013年4月末現在、約3,560億エジプトポンド、1エジプトポンド＝14.11円換算で、約5兆200億円。

公的機関として政府主導の下、公正で透明な取引の確保、投資家保護、迅速な情報開示などを目的とした各種法律を整備。

上場企業数の減少は、主に経営効率向上のための企業統合の増加を反映。

最新の電子取引システムの導入、外国人投資家による売買と資本利益の国外移転の自由化など取引所活性化のため、様々な対策を実施。

エジプト証券取引所（１エジプトポンド＝14.11円）

項 目	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年 1～4月
売買高（100万株）	36,602	33,414	18,491	34,261	8,887
売買代金（100万エジプトポンド）	448,260	321,360	148,224	184,986	60,123
平均月間売買代金（100万エジプトポンド）	37,355	26,792	12,352	15,416	15,031
上場企業数	306	212	213	213	211
時価総額（10億エジプトポンド）	500	488	294	376	356

出所：エジプト証券取引所

エジプト経済の成長率

IMFによる2013年の実質GDP成長率予測は+2.0%、2013年は+3.3%、2018年は+6.5%。
 2012年6月に大統領選挙でモルシ氏が当選、それに伴い、国内情勢が落ち着き始め、中東を中心とした海外からの投資が増加し、エジプト経済は回復基調となった。しかし、2012年下旬にモルシ大統領が大統領権限を強化し、それに対して国民が反発、一時国内情勢は不安定となった。その後、大統領は権限強化を撤回し、国内情勢は落ち着き始めた。2013年4月現在、エジプトは、IMFから融資を受けるための交渉をしており、その交渉が合意した場合、欧米からの投資・支援が随時実行される予定である。今後、エジプト経済の回復スピードは加速する見込みで、長期的には人口増加による消費の活発化、インフラ整備の進展等により安定成長が期待されている。



エジプトの基本情報

	基本データ
国名	エジプト・アラブ共和国
首都	カイロ
政体	立憲共和制
宗教	イスラム教（約90%）、コプト教他

主要言語	アラビア語（公用語）
面積	100万1,494 k m ²
人口	約8,112万人
人種・民族	アラブ人の他少数のアルメニア人、ヌビア人、ギリシャ人等
通貨	エジプト・ポンド（L E）
独立	1922年2月28日

出所：外務省、世界銀行

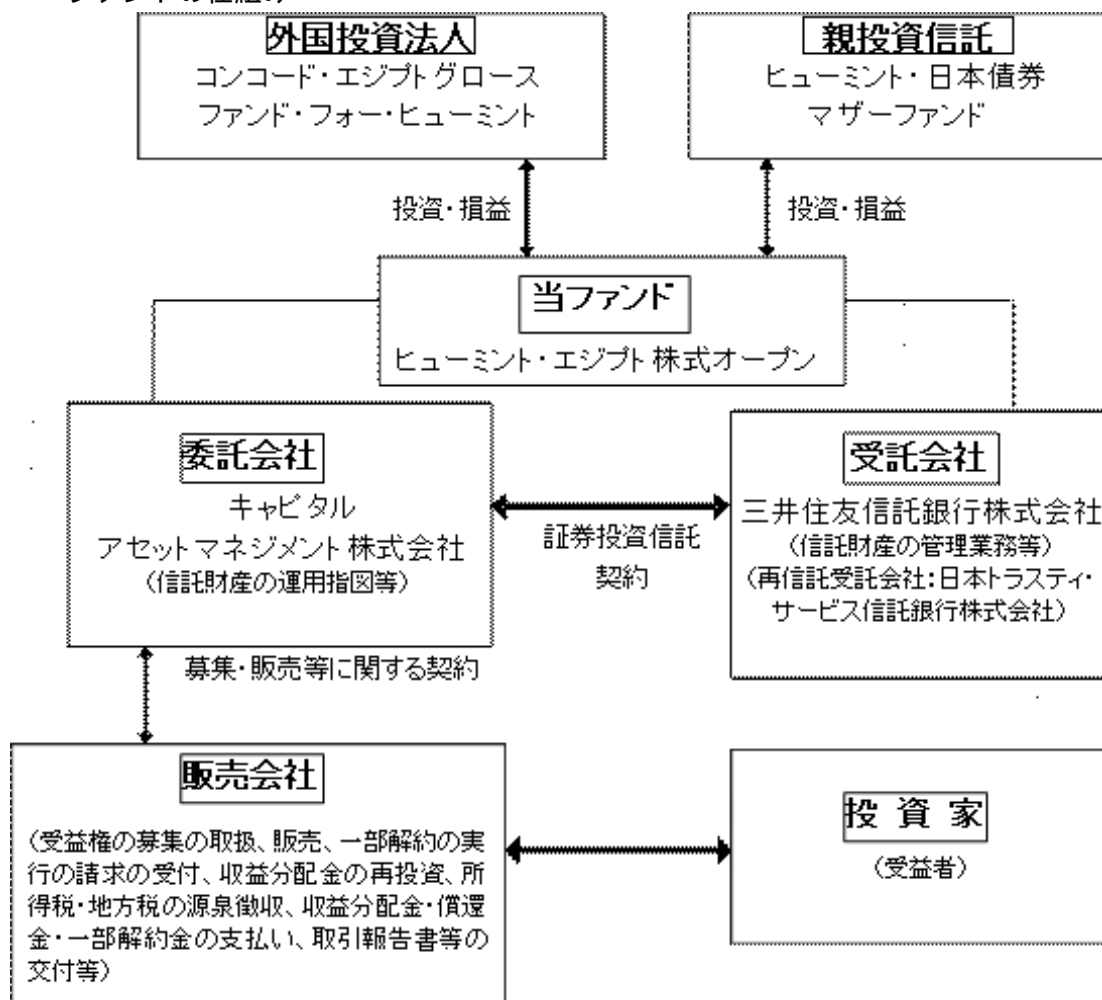
3	原則として為替ヘッジは行いません。
---	-------------------

（２）【ファンドの沿革】

平成19年12月18日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託会社等の概況

a. 資本金の額（平成25年4月末日現在）

資本金 280百万円
発行済株式の総数 10,305株（内普通株式8,705株）

b. 委託会社の沿革

平成16年1月 ヒューミント投資顧問株式会社設立
平成16年2月 投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号
平成16年6月 投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号
平成19年3月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号
平成19年9月 金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第383号
平成20年6月 総合不動産投資顧問業登録 国土交通大臣 総合-第101号
平成21年10月 キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成22年3月 キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

c. 大株主の状況（平成25年4月末日現在）

発行済株式の総数（a） および資本金	10,305株（内普通株式8,705株） 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 （b）（普通株式）	比率 （b/a）
キャピタル・パートナーズ 証券株式会社	東京都中央区日本 橋3-13-11	6,905株	79.3%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主として外国投資法人コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの発行する円建投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下「外国投資証券」といいます。）への投資を通じて、エジプトの証券取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。）に実質的な投資を行います。実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。また、一部、証券投資信託であるヒューミント・日本債券マザーファンドの投資信託受益証券に投資します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ワラント（新株予約権付社債）、C B（転換社債）、D R（預託証書）等

主要投資対象である外国投資法人コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの選定にあたっては、運用を担当しているコンコード・インターナショナル・インベストメンツ・

エル・ピーの運用体制、運用実績、コンプライアンス体制を総合的に判断いたしております。

（２）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で規定するものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形
 - ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
- 委託会社は、信託金を、主として外国投資法人コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの円建投資証券および証券投資信託であるヒューミント・日本債券マザーファンドの受益証券（両者併せ、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げる有価証券に投資することを指図します。
- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - ２．コマーシャル・ペーパー
 - ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．および上記２．の証券または証書の性質を有するもの

なお、上記１．の証券または証書および上記３．の証券または証書のうち上記１．の証券または証書の性質を有するものを、以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

（注）コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの運用基本方針・主要な投資対象および運用会社の名称は以下の通りです。

（１）運用基本方針：中長期的な成長を目指します。

（２）主要な投資対象：エジプトの証券取引所に上場されている株式、これに準ずるもの に投資します。また、エジプトの公社債に投資することもあります。

ワラント（新株予約権付社債）、ＣＢ（転換社債）、ＤＲ（預託証書）等

（３）運用会社の名称：コンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピー

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ７．10%を超えて投資する投資信託証券の名称・運用の基本方針・主要な投資対象・委託会社の名称

投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント
-------	-------------------------------

形態	英国領バージン諸島籍オープンエンド型外国投資法人（円建）
投資態度	中長期的な信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	エジプトの証券取引所に上場されている株式、およびこれに準ずるもの、また、一部エジプトの公社債に投資することがあります。 ワラント（新株予約権付社債）、ＣＢ（転換社債）、ＤＲ（預託証書）等
主な投資制限	株式への投資割合に制限を設けません。 債券の投資割合は上限30%とします。 原則として、為替ヘッジは行いません。
信託報酬等	年率１％、その他費用として、ファンド設立費用、信託事務の処理に要する費用、お申込費用、有価証券売買委託手数料、監査費用等がかかります。（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。）
運用会社	コンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピー
事務管理会社	キャピタ・ファイナンシャル・アドミニストレイターズ（アイルランド）
保管会社	香港上海銀行（エジプト）
設定日	平成19年12月19日
決算日	原則として12月31日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益分配を行いません。

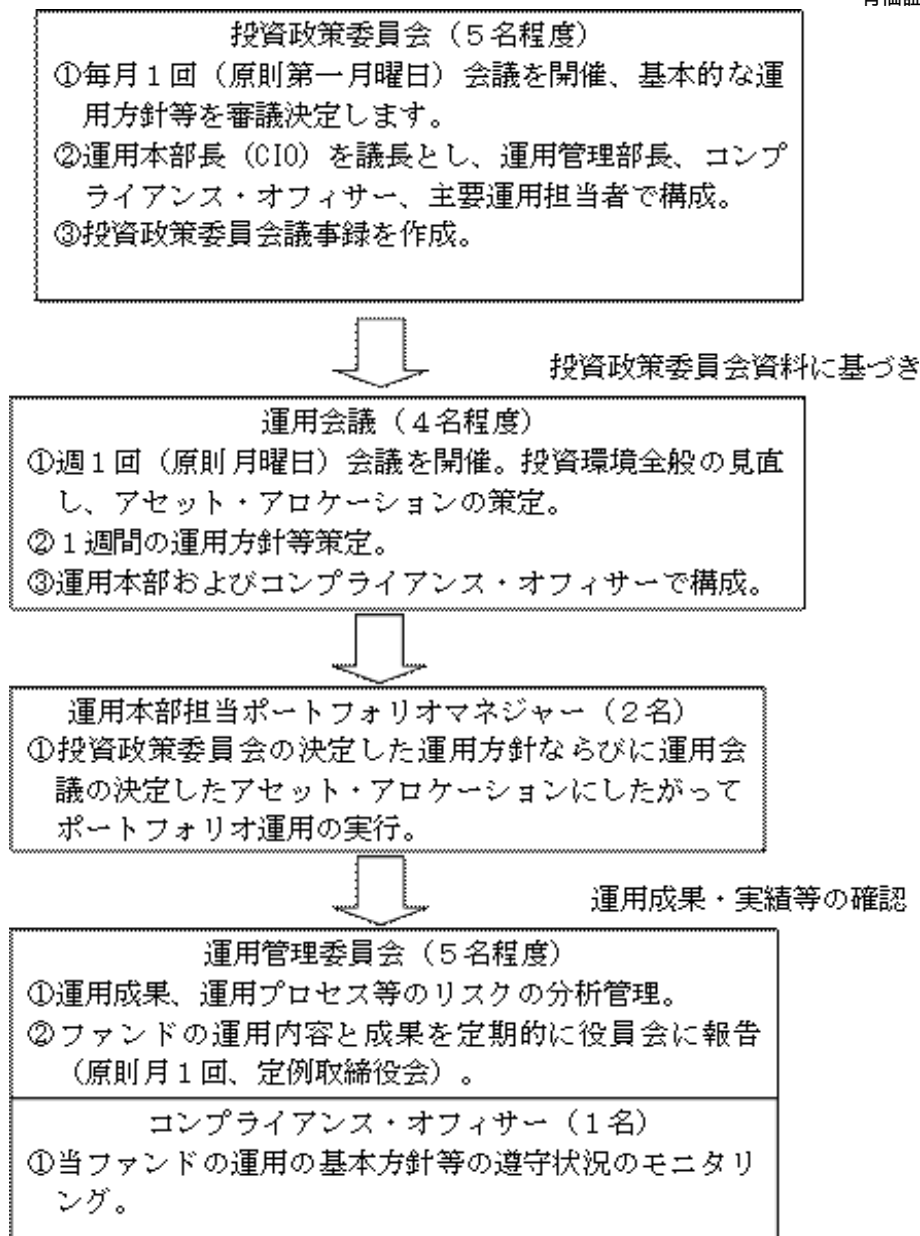
ファンド名	ヒューミント・日本債券マザーファンド
形態	追加型投信／国内／債券／親投資信託

投資態度	わが国の公社債を主要投資対象とし、原則としてBBB格相当（格付は原則として、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチレーティングス社、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。 マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、ポートフォリオのデュレーションと満期構成を決定し、アクティブ運用を行います。 銘柄選択として、公社債の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネージャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。 公社債への組入比率は、原則として高位を維持します。なお、資金動向、市況動向によっては実質公社債組入比率の調整を機動的に行います。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引・有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金利先渡取引を行うことがあります。 大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への投資はいたしません。
信託報酬等	信託報酬はかかりません。
申込手数料	申込手数料はかかりません。
委託会社	キャピタル アセットマネジメント株式会社
設定日	平成19年12月18日
決算日	原則として2月20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益分配を行いません。

（３）【運用体制】

運用体制

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。



内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行うべく、オペレーション部門による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用状況および運用成果等については、運用管理本部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、業務執行に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）外国投資法人コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントは、現地において監査法人により監査を受けます。その監査報告書は、委託会社に報告されます。

（注）運用体制は平成25年4月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

収益分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

留保益の運用は、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行うことを基本とします。

（５）【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

株式への投資制限（約款の運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限 参照）

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限（約款の運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限 参照）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限（約款の運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限 参照）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

資金の借入れ（約款第26条 参照）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払金の手当（一部解約に伴う支払い資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入金は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 上記b. およびc. のほか、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- e. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令等による投資制限 >

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）をおこない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、投資信託証券を通じて株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、すべてのリスクが記載されているわけではありません。

ファンドの運用に関するリスク

当ファンドは主に海外の株式に投資する投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は、株式の価格変動、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、受益者の皆様の投資元金が保証されているものではありません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株式の価格変動リスク	当ファンドは、主に海外の株式に投資する投資信託証券に投資しますので、基準価額は、当該投資信託証券が組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
債券の価格変動リスク	当ファンドは、実質的に国内外の公社債を組入れることから、国内外の金利上昇により、債券価格が低下した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
為替市場の相場変動リスク（為替変動リスク）	当ファンドは、主に海外の株式に投資する投資信託証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券の投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が円ベースで変動するリスクをいいます。外国為替相場は一般的に、外国為替市場の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、各国政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の政策によっても変動することがあります。また、外国為替相場は短期的に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	外国証券へ投資する投資信託証券に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク	株式、公社債および短期金融商品等の発行体が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

その他の留意点

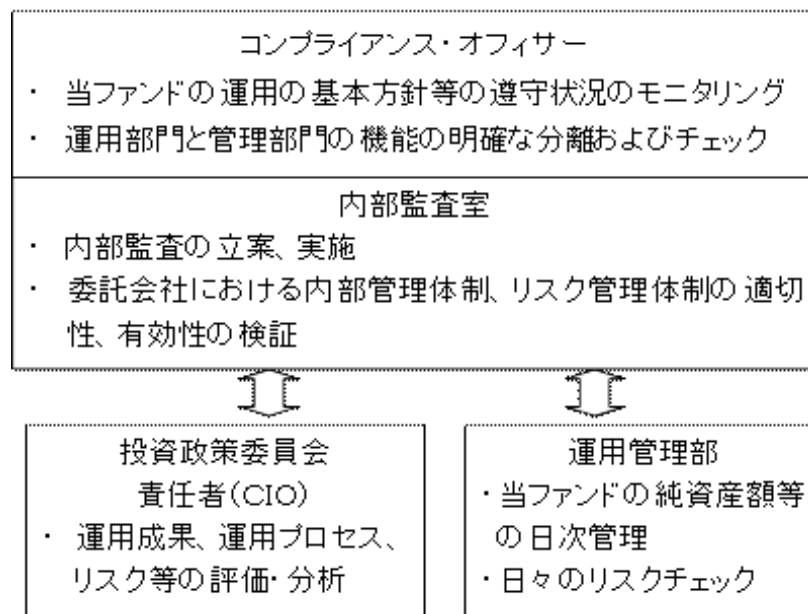
申込み・解約請求等に関する留意点	当ファンドは、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの休業日には、申込および解約請求はできません。エジプトでは金曜日が休日であることから、金曜日には申込および解約請求はできません。また、エジプトの祝日については、イスラム暦に基づく祝日は毎年変動し、その直前まで祝日が確定しない場合があります。なお、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で受益者の取得申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、既に受付けた申込みおよび解約請求を取消すことがあります。
信託期間に関する留意点	当ファンドは、受益権口数が5億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

その他の留意点	?法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。 ?当ファンドが投資対象とする投資信託の投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。 ?資金動向、市況動向その他の要因により、ファンドの基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
---------	--

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



担当部署等の概要

コンプライアンス・オフィサー

- 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - 運用ガイドラインの遵守状況のモニター
 - 取引の妥当性のチェック
 - 利益相反取引のチェック

内部監査室

- 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は平成25年4月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「一般コース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年率1.5225%（税抜 1.45%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.735% （税抜 0.7%）	年率0.735% （税抜 0.7%）	年率0.0525% （税抜 0.05%）

なお、この他に当ファンドが投資対象とするコンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントに関しても信託報酬相当額が年率概算0.90%±0.1%がかかります。また、その他の費用として、ファンド設立費用、信託事務の処理に要する費用、お申込費用、有価証券売買委託手数料、監査費用等がかかります。（その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。）

上記の信託報酬額（年率1.5225%）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産額に年10,000分の0.525(税込)の率を乗じて計算し、毎計算期間の6ヵ月終了日または毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、信託財産に属する資産を外国で保管する場合に要する費用は、信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れを行った場合、借入れの利息は、信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産から支払われます。

（注）上記 から の費用につきましては、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

1. 個人受益者の場合

イ．収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。
- ・ ただし、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

ロ．解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収となります。
- ・ ただし、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人受益者の場合

イ．収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、軽減税率が適用され、平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。上記の7.147%（所得税のみ）の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となります。

ロ．益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

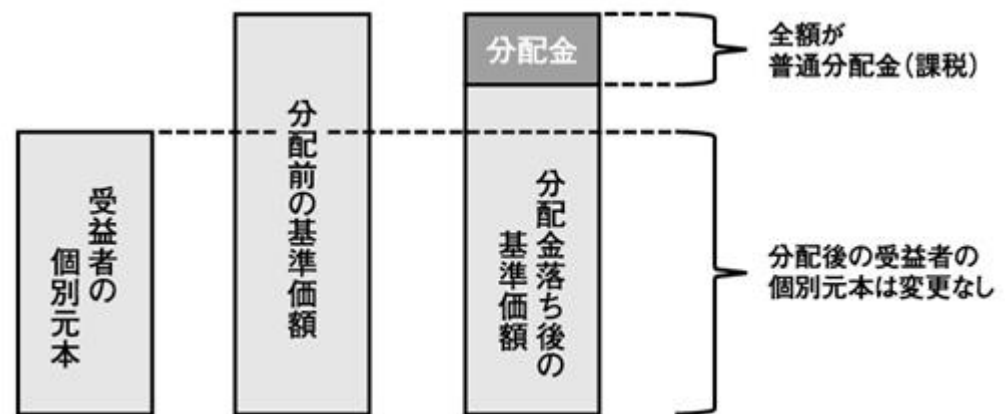
- イ．各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本となります。
- ロ．受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

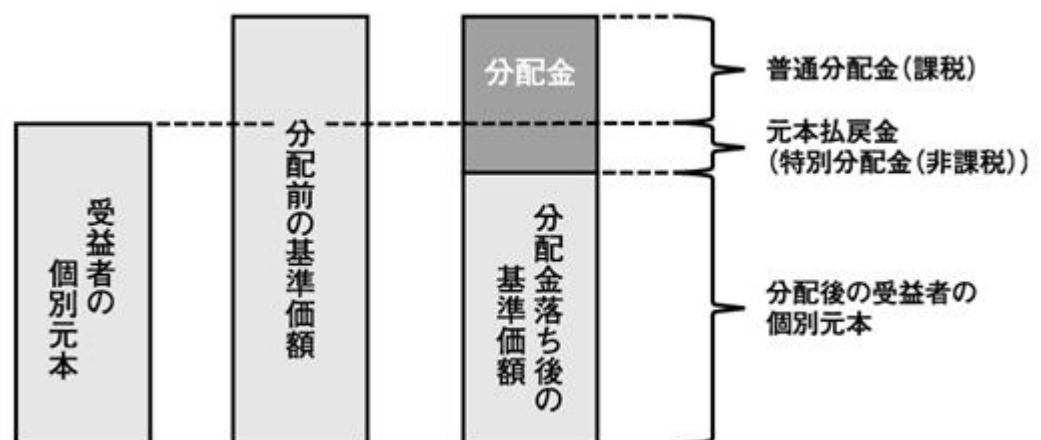
- イ．収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。
- ロ．受益者が収益分配金を受け取る際
 - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分に相当する額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

「ヒューミント・エジプト株式オープン」

（平成25年4月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	501,522,794	93.49
親投資信託受益証券	日本	1,026,553	0.19
現金・預金・その他資産 （負債控除後）	-	33,884,309	6.32
合計（純資産総額）	-	536,433,656	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「ヒューミント・エジプト株式オープン」

（平成25年4月30日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 評価単価 （円）	簿価金額 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
英国領 バージン 諸島	投資証券	コンコード・ エジプトグロース ファンド・フォー ・ ヒューミント	854,068,390	5,768.24 5,872.162	492,647,144 501,522,794	93.49
日本	親投資信託 受益証券	ヒューミント・ 日本債券マザー ファンド	1,015,183	1.0107 1.0112	1,026,045 1,026,553	0.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別投資比率 >

（平成25年4月30日現在）

種類	国内/外国	投資比率（％）
投資証券	外国	93.49
親投資信託受益証券	国内	0.19
合計	-	93.68

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （円） （分配落）	純資産総額 （円） （分配付）	1口当たり 純資産額 （円） （分配落）	1口当たり 純資産額 （円） （分配付）
第１期	（平成20年3月21日）	5,517,270,315	5,517,270,315	0.9306	0.9306
第２期	（平成21年3月23日）	1,277,637,482	1,277,637,482	0.5036	0.5036
第３期	（平成22年3月23日）	1,295,033,034	1,295,033,034	0.7077	0.7077
第４期	（平成23年3月22日）	1,263,997,876	1,263,997,876	0.6358	0.6358
第５期	（平成24年3月21日）	785,657,266	785,657,266	0.5637	0.5637
第６期	（平成25年3月21日）	551,519,559	551,519,559	0.6029	0.6029
	（平成24年4月30日）	837,608,092	-	0.5401	-
	（平成24年5月31日）	804,523,435	-	0.5168	-
	（平成24年6月29日）	781,236,811	-	0.5207	-
	（平成24年7月31日）	746,820,359	-	0.5158	-
	（平成24年8月31日）	769,368,954	-	0.5505	-
	（平成24年9月28日）	691,421,877	-	0.6171	-
	（平成24年10月31日）	640,950,504	-	0.6287	-
	（平成24年11月30日）	562,121,032	-	0.5632	-
	（平成24年12月31日）	592,697,769	-	0.613	-
	（平成25年1月31日）	570,424,975	-	0.6003	-
	（平成25年2月28日）	550,383,196	-	0.6027	-
	（平成25年3月29日）	537,241,969	-	0.5883	-
	（平成25年4月30日）	536,433,656	-	0.6123	-

【分配の推移】

計算期間	一口当たりの分配金（円）
第１期 （平成19年12月18日～平成20年3月21日）	0
第２期 （平成20年3月22日～平成21年3月23日）	0

第 3 期 (平成21年3月24日～平成22年3月23日)	0
第 4 期 (平成22年3月24日～平成23年3月22日)	0
第 5 期 (平成23年3月23日～平成24年3月21日)	0
第 6 期 (平成24年3月22日～平成25年3月21日)	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第 1 期 (平成19年12月18日～平成20年3月21日)	6.9
第 2 期 (平成20年3月22日～平成21年3月23日)	45.9
第 3 期 (平成21年3月24日～平成22年3月23日)	40.5
第 4 期 (平成22年3月24日～平成23年3月22日)	10.2
第 5 期 (平成23年3月23日～平成24年3月21日)	11.3
第 6 期 (平成24年3月22日～平成25年3月21日)	7.0

（注）「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。ただし、第 1 期計算期間の収益率は、額面価額を基準に算出しております。

収益率は、小数点第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数	解約口数
第 1 期 (平成19年12月18日～平成20年3月21日)	6,258,878,359	330,443,751
第 2 期 (平成20年3月22日～平成21年3月23日)	715,085,940	4,106,617,884
第 3 期 (平成21年3月24日～平成22年3月23日)	867,681,843	1,574,689,232
第 4 期 (平成22年3月24日～平成23年3月22日)	609,290,529	451,138,162

第 5 期 (平成23年3月23日～平成24年3月21日)	741,700,390	1,336,093,982
第 6 期 (平成24年3月22日～平成25年3月21日)	429,142,478	908,075,739

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>

・電話番号 03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(参考情報)

■基準価額、純資産の推移:2007年12月18日(設定日)~2013年4月30日



基準価額	6,123円
純資産総額	5.4億円

■分配の推移

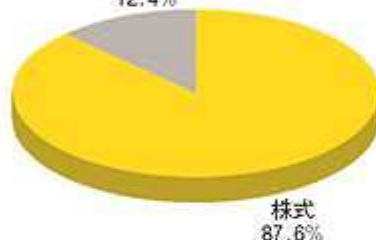
期	決算日	分配金額
第2期	2009年 3月23日	0円
第3期	2010年 3月23日	0円
第4期	2011年 3月22日	0円
第5期	2012年 3月21日	0円
第6期	2013年 3月21日	0円
	設定以来累計	0円

■資産の状況

コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント	93.5%
ヒューミント・日本債券マザーファンド	0.2%
現金・その他	6.3%
合計	100.0%

◎「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」の運用状況

【資産配分】

現金・その他
12.4%

【業種別配分】

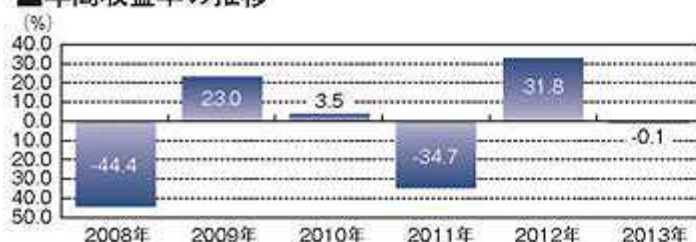


【組入れ上位10銘柄】

組入れ銘柄数:22銘柄

銘柄名	業種	投資比率
オラスコム・コンストラクション・インダストリーズ	建設・不動産	7.6%
ビスコ・ミスル	食品	7.3%
エジプシャン・ファーマ・インベスト(エビコ)	医薬品	6.6%
メディネット・ナスル・ハウジング	建設・不動産	6.3%
イースタン・タバコ	その他	5.6%
エル・カーヒラ・ハウジング	建設・不動産	5.4%
コマーシャル・インターナショナル・バンク	銀行	5.4%
ペイント・アンド・ケミカル・インダストリーズ(パキーン)	化学・肥料	5.4%
シディ・ケリール・ペトロケミカルズ・カンパニー	化学・肥料	5.0%
ヘリオポリス・ハウジング	建設・不動産	5.0%

■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものとして計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2013年は、4月末までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの取得申込みの受付は、原則として、販売会社の営業日（ただし、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの休業日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みの受付が行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の手続が完了したものを当日分の受付分とします。ただし、販売会社によっては午後3時（半日営業日は午前11時）より早い時刻をもって受付を締切場合があります。なお、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

当ファンドには収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当該取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

受益権の取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は原則として各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

申込単位は、販売会社によって異なります。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「一般コース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差引かれます。）。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

当ファンドの取得申込者は、申込代金を取得申込受付日から起算して、原則として、7営業日までに販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める日がある場合にはその期日までに支払うものとします。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情がある」と判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの休業日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求に係る販売会社所定の手続きが完了したものを当日の受付分とします。ただし、販売会社によっては午後3時（半日営業日は午前11時）より早い時刻をもって受付を締切場合があります。なお、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した額とします。解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

解約単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。詳細につきましては、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社にて支払われます。

換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると判断したときは、上記 に

よる一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記 に準じて計算された価額とします。

（注）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買取る場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物電信売買相場の仲値によるものとします。

受益権１口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：エジプト）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

運用資産の評価基準および評価方法

法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。投資信託証券については、原則として、当ファンド基準価額の計算日に知りうる最新の純資産価額で評価しております。

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。（平成19年12月18日設定）

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権口数が５億口を下回ったとき、やむを得ない事情が発生したとき、または当ファンドが投資対象とする投資信託証券に係る外国投資法人がその信託を終了することになる場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年３月21日から翌年３月20日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は上記(3)に規定するこの信託の計算期間の終了の日とします。

（５）【その他】

信託の終了

- （イ）委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が５億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ハ）委託会社は、上記（イ）および（ロ）にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ニ）上記（ハ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- （ホ）上記（ハ）の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- （ヘ）上記（ハ）から（ホ）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ハ）から（ホ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本（イ）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（上記（イ）の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- （ニ）上記（ロ）の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- （ホ）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- （ヘ）上記（ロ）から（ホ）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- (ト) 上記(イ)から(ヘ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記(ロ)の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本(イ)によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により、その取扱いを定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約

書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に関する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の手續に関する事項は、前記の「1 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了（八）」または「1 資産管理等の概要（5）その他 信託約款の変更等（ロ）」に規定する書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>
- ・ 電話番号 03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成23年3月23日から平成24年3月21日まで）及び第6期計算期間（平成24年3月22日から平成25年3月21日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ヒューミント・エジプト株式オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期計算期間 (平成24年 3 月21日現在)	第6期計算期間 (平成25年 3 月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	105,235,461	58,190,255
投資証券	640,728,142	502,412,077
親投資信託受益証券	31,015,618	1,026,045
前払金	20,000,000	-
流動資産合計	796,979,221	561,628,377
資産合計	796,979,221	561,628,377
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,895,072	5,566,286
未払受託者報酬	186,495	156,106
未払委託者報酬	5,221,794	4,370,875
その他未払費用	18,594	15,551
流動負債合計	11,321,955	10,108,818
負債合計	11,321,955	10,108,818
純資産の部		
元本等		
元本	1,393,654,050	914,720,789
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	607,996,784	363,201,230
元本等合計	785,657,266	515,519,559
純資産合計	785,657,266	551,519,559
負債純資産合計	796,979,221	561,628,377

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期計算期間 (自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日)	第6期計算期間 (自 平成24年3月22日 至 平成25年3月21日)
営業収益		
受取利息	36,254	27,754
有価証券売買等損益	161,428,677	51,694,362
営業収益合計	161,392,423	51,722,116
営業費用		
支払利息	545	-
受託者報酬	506,045	364,558
委託者報酬	14,169,286	10,207,393
その他費用	50,489	39,434
営業費用合計	14,726,365	10,611,385
営業利益又は営業損失（ ）	176,118,788	41,110,731
経常利益又は経常損失（ ）	176,118,788	41,110,731
当期純利益又は当期純損失（ ）	176,118,788	41,110,731
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	95,892,236	3,816,752
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	724,049,766	607,996,784
剰余金増加額又は欠損金減少額	489,618,780	399,648,723
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	489,618,780	399,648,723
剰余金減少額又は欠損金増加額	293,339,246	192,147,148
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	293,339,246	192,147,148
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	607,996,784	363,201,230

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準および方法	投資証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の知りうる最新の純資産価額で評価しております。なお、外国投資法人の投資証券の純資産価額の計算は、当該純資産価額の計算日の前日のエジプト株式市場のVWAP（出来高加重平均）価格および当該計算日の為替レートに基づいております。 親投資信託受益証券 原則として、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益および費用の計上基準	受取利息 約定日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 受託者報酬・委託者報酬 約定日基準で計上しております。 その他費用 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第5期計算期間末 （平成24年3月21日現在）	第6期計算期間末 （平成25年3月21日現在）
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,393,654,050口	914,720,798口
2. 投資信託財産計算規則第5条の6第10号に規定する額	607,996,784円	363,201,230円
3. 1口当たりの純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	0.5637円 (5,637円)	0.6029円 (6,029円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

科目	第5期計算期間 （自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日）	第6期計算期間 （自 平成24年3月22日 至 平成25年3月21日）
----	---	---

1. 分配金の計算過程	計算期末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(106,215円)、分配準備積立金(69,129円)より、分配対象収益は175,344円（1万口当たり1.26円）のため、分配を行いませんでした。	計算期末における費用控除後の配当等収益(28,094円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(85,638円)、分配準備積立金(50,416円)より、分配対象収益は164,148円（1万口当たり1.79円）のため、分配を行いませんでした。
-------------	---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第5期計算期間 自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日	第6期計算期間 自 平成24年3月22日 至 平成25年3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期計算期間末 (平成24年3月21日現在)	第6期計算期間末 (平成25年3月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(その他の注記)

項目	第5期計算期間 自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日	第6期計算期間 自 平成24年3月22日 至 平成25年3月21日
1. 期首元本額	1,988,047,642円	1,393,654,050円
期中追加設定元本額	741,700,390円	429,142,478円
期中一部解約元本額	1,336,093,982円	908,075,739円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の最終計算期間の損益に含まれた評価差額

第5期計算期間（自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	69,748,159

親投資信託受益証券	6,867
合計	69,741,292

第6期計算期間（自 平成24年3月22日 至 平成25年3月21日） （単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	47,676,722
親投資信託受益証券	4,466
合計	47,681,188

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

（平成25年3月21日現在）

種類	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額（円）	備考
投資証券	コンコード・エジプト グロースファンド・ フォー・ヒューミント		870,997,030	502,412,077	-
	銘柄数 組入れ時価比率	1 91.10%	870,997,030	502,412,077	
親投資信託 受益証券	ヒューミント・日本 債券マザーファンド		1,015,183	1,026,045	-
	銘柄数 組入れ時価比率	1 0.19%	1,015,183	1,026,045	-
合計				503,438,122	-

（注）比率は組入れ時価の純資産に対する比率です。

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同投資法人の投資証券です。

また、当ファンドは「ヒューミント・日本債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対

照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

当ファンドの投資対象ファンドの状況は、以下の通りです。

1. 「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」の状況

コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントは英国領バージン諸島籍の投資法人（会社型投資信託）として2007年12月19日に設定されました。当ファンドの決算日は原則毎年12月31日ですが、第4会計期間は2011年1月1日より2011年12月31日でした。第5会計期間は2012年1月1日より2012年12月31日となっております。当該第4会計期間および第5会計期間の財務諸表は、国際会計基準に準拠して作成され、現地の公認会計士による監査を受けております。下記、貸借対照表、損益計算書および有価証券明細表は監査済年次報告書から抜粋したものです。

コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの貸借対照表

	第4期 (2011年12月31日現在)	第5期 (2012年12月31日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
金融資産(評価額)	429,461,189	486,554,334
現金・預金等	68,728,095	26,331,890
未収利息・配当金	2,071,680	923,232
その他	431,511	1,452,129
資産合計	500,692,475	515,261,585
負債の部		
未払運用報酬	1,653,793	1,302,452
未払監査報酬	1,418,529	1,593,572
未払事務管理報酬	942,897	796,786
未払証券保管費用	72,552	81,818
その他未払費用	937,330	372,599
負債合計(買戻し可能利益配当投資口 株主持分を除く)	5,025,101	4,147,227
買戻し可能利益配当投資口株主持分 (国際会計基準)	495,667,374	511,114,358
買戻し可能利益配当投資口株数	117,689.742口	87,099.703口
1株当たり純資産額(国際会計基準)	4,211.645	5,868.153
未償却繰延設立費用	2,895,527	-

買戻し可能利益配当投資口株主持分 （目論見書定義）	498,562,901	511,114,358
買戻し可能利益配当投資口株数	117,689.742口	87,099.703口
1株当たり純資産額（目論見書定義）	4,236.248	5,868.153

コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの損益計算書

区分	第4期 （自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日）	第5期 （自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日）
	金額（円）	金額（円）
投資損益		
受取利息	5,321,625	1,342,069
受取配当	54,376,055	31,435,221
金融資産売買損益等	458,586,540	179,646,083
投資損益合計	398,888,860	212,423,373
営業費用		
運用報酬	9,695,110	6,215,584
事務管理報酬	9,456,945	8,671,974
証券保管費用	2,507,690	938,432
取締役報酬	3,800,965	3,744,080
監査報酬	1,515,696	1,737,655
その他費用	4,281,805	5,668,664
営業費用合計	31,258,211	26,976,389
買戻し可能利益配当投資口株主純資産の増減	430,147,071	185,446,984

コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの有価証券明細表

（2012年12月31日現在）

銘 柄	株数（株）	評 価 額（円）	ウェイト*
[銀行・金融]			
Commercial International Bank Egypt SAE	55,200	26,148,735	5.12
Credit Agricole Egypt SAE	138,500	22,698,292	4.44
National Societe General Bank SAE	69,383	33,475,828	6.57
Pioneers Holding	390,100	25,979,121	5.08

[化学]			
Paints & Chemical Industry Co	42,015	21,722,180	4.25
Side Kerir Petrochemicals Co	126,900	23,040,385	4.51
[食品]			
Bisco Misr	58,902	29,863,726	5.84
Eastern Tobacco Co	17,788	24,143,144	4.72
[電化製品]			
Lecico Egypt SAE	95,333	9,797,533	1.92
Lecico Egypt SAE GDR	134,833	13,857,012	2.17
[素材]			
El Ezz Aldekhela Steel Alexandria	2,915	19,243,388	3.76
Misr cement Co	9,226	9,769,960	1.91
Orascom Construction Industries	10,180	35,203,069	6.89
Suez Cement Co	42,900	13,256,109	2.59
Tourah Portland Cement Co	48,537	20,757,686	4.06
[住宅・不動産]			
El Kahera Housing	280,050	25,212,341	4.93
Heliopolis Housing	76,500	24,131,204	4.72
Medinet Nasr Housing	84,327	27,189,474	5.32
[鉱業]			
Alexandria Minerals Oils Co	16,300	16,347,509	3.20
[医薬品]			
Alexandria Pharmaceuticals	15,173	9,356,129	1.83
Egyptian International Pharmaceuticals	49,175	26,953,588	5.27
[通信]			
Telecom Egypt	67,800	13,146,143	2.57
[繊維]			
Oriental Weavers	47,801	15,261,778	2.99
合 計		486,554,334	95.20

（注１） 評価額は単位未満を切捨てています。比率は組入時価の純資産に対する比率です。

（注２） 業種分類は、月次レポートの開示同様、エジプト証券取引所の分類をベースに、コンコード社独自の分析を加味したものです。

２．「ヒューミント・日本債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

（１）貸借対照表

区分	（平成24年3月21日現在）	（平成25年3月21日現在）
	金額（円）	金額（円）

資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,014,553	1,026,013
流動資産合計	31,014,553	1,026,013
資産合計	31,014,553	1,026,013
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	30,821,443	1,015,183
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	193,110	10,830
元本等合計		
純資産合計	31,014,553	1,026,013
負債・純資産合計	31,014,553	1,026,013

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日)	(自 平成24年3月22日 至 平成25年3月21日)
1. 収益及び費用の計上 基準	受取利息 約定日基準で計上しております。	受取利息 約定日基準で計上しております。
2. 財務諸表作成のため の基本となる重要な 事項	資産・負債の状況は、ファンドの 計算期間末日の平成24年3月21日 現在であります。 当マザーファンドの計算期間は、 平成23年2月22日から平成24年2月 20日となっております。	資産・負債の状況は、ファンドの 計算期間末日の平成25年3月21日 現在であります。 当マザーファンドの計算期間は、 平成24年2月21日から平成25年2 月20日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年3月21日現在)	(平成25年3月21日現在)
1. 計算期間末日における受益 権の総数	30,821,443口	1,015,183口
2. 1口当たりの純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	1.0063円 (10,063円)	1.0107円 (10,107円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	（平成24年9月21日現在）	（平成25年3月21日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成23年3月22日現在）	（平成24年3月21日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2．時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

項目	（自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日）	（自 平成24年3月22日 至 平成25年3月21日）
開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額．		
期首元本額	10,448,206円	30,821,443円
期中追加設定元本額	29,818,110円	-円
期中一部解約元本額	9,444,873円	29,806,260円
期末元本額	30,821,443円	1,015,183円
元本の内訳		
ヒューミント・エジプト		
株式オープン	30,821,443円	1,015,183円

（注） は、当該親投資信受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ヒューミント・エジプト株式オープン」

（平成25年4月30日現在）

種類	金額・単位
資産総額	541,529,599円
負債総額	5,095,943円
純資産総額（ - ）	536,433,656円
発行済数量	876,086,387口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.6123円

（参考情報）

「ヒューミント・日本債券マザーファンド」

（平成25年4月30日現在）

種類	金額・単位
資産総額	1,026,546円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	1,026,546円
発行済数量	1,015,183口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0112円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、同法一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成25年4月末日現在）

（1）資本金等

資本金の額

280百万円

会社が発行する株式総数

40,000株

発行済株式総数

10,305株

（優先株式 1,600株）

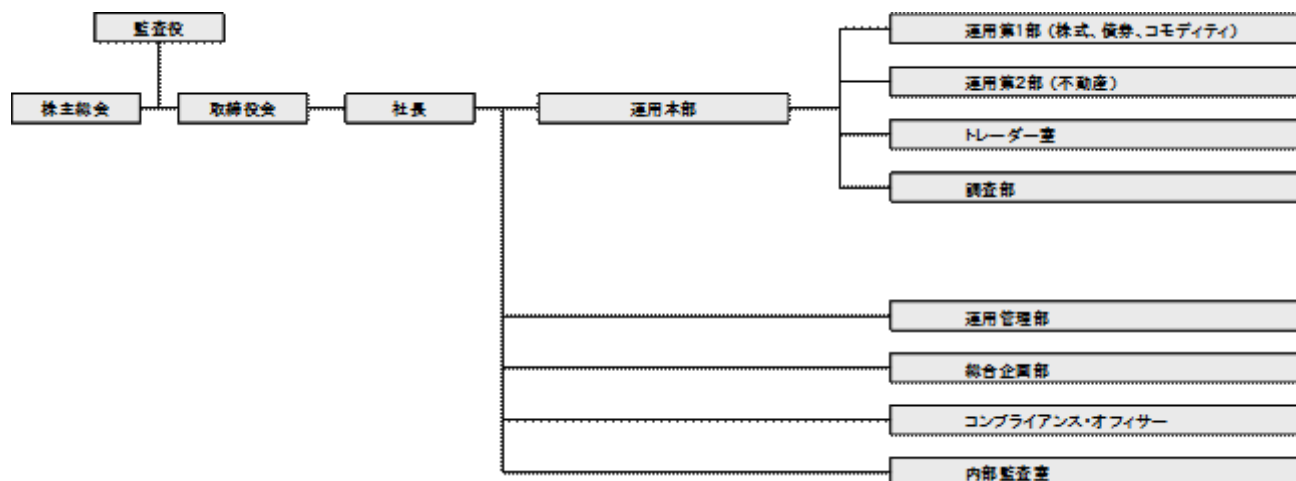
（普通株式 8,705株）

過去5年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成20年 3月28日	5,499.9万円	18,000万円
平成21年 7月23日	5,000万円	23,000万円
平成22年 2月28日	5,000万円	28,000万円

（2）委託会社の機構

会社の組織図



（注）上記組織は、平成25年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長各1名を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

投資信託の運用の流れ

（注）上記組織は、平成25年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成25年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	14本	15,502百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人五大により監査を受けております。
- また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大により中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金			29,554		21,007
2 立替金			9,810		9,958
3 前払費用			840		1,250
4 未収入金			37		127
5 未収委託者報酬			36,622		38,093
6 未収運用受託報酬			1,806		63
7 未収その他報酬			3,150		353
8 未収収益			173		78
9 その他			28		1
流動資産合計			82,024		70,932
固定資産					
1 有形固定資産	1		743		2,763
(1) 建物		-		1,570	
(2) 器具備品		743		1,192	
2 無形固定資産			582		24,686
(1) 電話加入権		52		52	
(2) ソフトウエア		530		24,634	
3 投資その他の資産			75,712		56,912
(1) 投資有価証券	2	73,830		55,031	
(2) 関係会社株式		1,881		1,881	
固定資産合計			77,038		84,362
資産合計			159,063		155,295
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金	3		44,969		1,749
2 預り金			311		763
3 未払代行手数料	3		12,766		11,242
4 未払費用			36,653		81,826
5 未払法人税等			1,320		998
6 賞与引当金			1,680		1,250
7 未払消費税等			643		4,528
8 その他			142		-
流動負債合計			98,488		102,359
固定負債					
1 繰延税金負債			1,700		561
固定資産合計			1,700		561
負債合計			100,188		102,921
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			77,924		77,924
(1) 資本準備金		75,251		75,251	
(2) その他資本剰余金		2,672		2,672	
3 利益剰余金			296,471		301,952

(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		296,471		301,952
株主資本合計			61,452	55,972
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金			2,577	3,597
評価・換算差額等合計			2,577	3,597
純資産合計			58,874	52,374
負債及び純資産合計			159,063	155,295

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業収益			
1 委託者報酬		164,897	325,176
2 運用受託報酬		13,695	3,092
3 商品投資顧問料		15,855	9,881
4 その他営業収益		2,052	355
営業収益合計		196,500	338,505
営業費用			
1 支払手数料	1	61,286	104,345
2 広告宣伝費		260	2,095
3 調査費		67,016	125,956
4 委託計算費		9,579	21,613
5 営業雑経費		19,111	9,915
(1) 通信費		5,756	1,845
(2) 協会費		1,962	2,026
(3) 印刷費		11,392	6,043
営業費用合計		157,253	263,926
一般管理費			
1 給料		97,060	47,432
(1) 役員報酬		10,800	4,102
(2) 給料・手当		74,316	38,522
(3) 賞与		4,900	664
(4) 賞与引当金繰入額		1,680	1,250
(5) 法定福利費		5,363	2,894
2 旅費交通費		5,976	1,271
3 租税公課		2,082	1,810
4 不動産賃借料		10,562	6,326
5 減価償却費		1,075	4,511
6 業務委託費		7,544	5,363
7 諸経費		14,692	12,943
一般管理費合計		138,995	79,659
営業損失 ()		99,748	5,080
営業外収益			
1 投資有価証券利息	1	864	661
2 受取利息		1	1,037
3 その他		1,190	27
営業外収益合計		2,056	1,727
営業外費用			

1 為替差損			112		68
2 その他			1,496		1
営業外費用合計			1,609		70
経常損失（ ）			99,300		3,422
特別利益					
1 投資有価証券売却益	1		-		722
2 経営支援益	3		75,460		-
3 その他			205		-
特別利益合計			75,666		722
特別損失					
1 固定資産除却損	2		108		153
2 投資有価証券売却損	1		414		3,453
3 投資有価証券評価損			217		-
4 関係会社株式評価損			2,770		-
特別損失合計			3,511		3,607
税引前当期純損失（ ）			27,145		6,307
法人税、住民税及び事業税			290		310
法人税等調整額			1,242		1,138
当期純損失（ ）			28,677		5,480

(3) 【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
当期首残高	280,000	280,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	280,000	280,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	75,251	75,251
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	75,251	75,251
その他資本剰余金		
当期首残高	2,672	2,672
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,672	2,672
資本剰余金合計		
当期首残高	77,924	77,924
当期変動額		
当期変動額合計	-	-

当期末残高	77,924	77,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	268,462	296,471
会計方針の変更による累積的影響額	668	-
遡及処理後当期首残高	267,794	296,471
当期変動額		
当期純損失（ ）	28,677	5,480
当期変動額合計	28,677	5,480
当期末残高	296,471	301,952
利益剰余金合計		
当期首残高	268,462	296,471
会計方針の変更による累積的影響額	668	-
遡及処理後当期首残高	267,794	296,471
当期変動額		
当期純損失（ ）	28,677	5,480
当期変動額合計	28,677	5,480
当期末残高	296,471	301,952
株主資本合計		
当期首残高	89,461	61,452
会計方針の変更による累積的影響額	668	-
遡及処理後当期首残高	90,129	61,452
当期変動額		
当期純損失（ ）	28,677	5,480
当期変動額合計	28,677	5,480
当期末残高	61,452	55,972
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	-	2,577
会計方針の変更による累積的影響額	1,126	-
遡及処理後当期首残高	1,126	2,577
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,451	1,019
当期変動額合計	1,451	1,019
当期末残高	2,577	3,597
評価・換算差額等合計		
当期首残高	-	2,577
会計方針の変更による累積的影響額	1,126	-
遡及処理後当期首残高	1,126	2,577

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,451	1,019
当期変動額合計	1,451	1,019
当期末残高	2,577	3,597
純資産合計		
当期首残高	89,461	58,874
会計方針の変更による累積的影響額	458	-
遡及処理後当期首残高	89,003	58,874
当期変動額		
当期純損失（ ）	28,677	5,480
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,451	1,019
当期変動額合計	30,128	6,500
当期末残高	58,874	52,374

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 （２）その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建 物 15年 器具備品 4年～5年 （２）無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

その他有価証券の評価差額の処理方法の変更

その他有価証券に属する外貨建債券の時価評価に係る評価差額については、従来、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額として純資産の部に計上し、それ以外の換算差額については為替差損益として処理していましたが、当事業年度より、

外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額による換算差額の全額を評価差額として純資産の部に計上する原則的な処理に変更いたしました。

この変更は、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目的とした投資有価証券について、短期的な為替相場変動による期間損益への影響を排除し、投資目的に応じた損益状況をよりの確に表示するために行ったものであります。当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表は、繰延税金負債、繰越利益剰余金がそれぞれ1,700千円、2,478千円増加し、その他有価証券評価差額金が4,178千円減少しております。また、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の損益計算書は、為替差損、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ3,052千円減少し、法人税等調整額が1,242千円増加し、当期純損失が1,810千円減少しております。

前事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映された会計方針の変更の累積的影響額により、遡及適用後の株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は668千円増加し、その他有価証券評価差額金の期首残高は1,126千円減少しております。

なお、1株当たり情報に対する影響等は、当該箇所に記載しております。

[表示方法の変更]

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払消費税等」は負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記することにしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた786千円は、「未払消費税等」643千円、「その他」142千円として組み替えております。

[追加情報]

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
-------------------------	-------------------------

1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 9,286千円 2. 投資有価証券のうち、国債10,420千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。 3. 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 42,762千円 未払代行手数料 6,112千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 368千円 器具備品 7,494千円 2. 投資有価証券のうち、国債10,563千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。 3. 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払代行手数料 6,403千円
---	---

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払手数料 30,983千円 2. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。 器具備品 108千円 3. 経営支援益は、当社の純資産額を一定水準に維持し、財務基盤の安定化を図るための親会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社からの支援であります。	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払手数料 70,731千円 受取利息 1,034千円 投資有価証券売却益 258千円 投資有価証券売却損 2,729千円 2. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。 器具備品 153千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
優先株式	1,600	-	-	1,600
合計	10,305	-	-	10,305

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
優先株式	1,600	-	-	1,600
合計	10,305	-	-	10,305

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	2,743	1,600	1,143
合 計	2,743	1,600	1,143

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	2,743	2,149	594
合 計	2,743	2,149	594

2. 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
1 年内	560	572
1 年超	620	48
合計	1,180	620

3．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	579	579
減価償却費相当額	548	548
支払利息相当額	31	19

4．減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期の分配方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスク及び価格の変動リスクにも晒されています。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日及び残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資がおこなわれ、為替の変動リスク及び価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用にわたる確かな施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2. 金融商品の時価などに関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	29,554	29,554	-
(2) 立替金	9,810	9,810	-
(3) 未収入金	37	37	-
(4) 未収委託者報酬	36,622	36,622	-
(5) 未収運用受託報酬	1,806	1,806	-
(6) 未収その他報酬	3,150	3,150	-
(7) 未収収益	173	173	-
(8) 投資有価証券	73,830	73,830	-
(9) 未払金	(44,969)	(44,969)	-
(10) 未払代行手数料	(12,766)	(12,766)	-
(11) 未払費用	(36,653)	(36,653)	-
(12) 未払法人税等	(1,320)	(1,320)	-
(13) 未払消費税等	(643)	(643)	-

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	21,007	21,007	-
(2) 立替金	9,958	9,958	-
(3) 未収入金	127	127	-
(4) 未収委託者報酬	38,093	38,093	-
(5) 未収運用受託報酬	63	63	-
(6) 未収その他報酬	353	353	-
(7) 未収収益	78	78	-
(8) 投資有価証券	55,031	55,031	-
(9) 未払金	(1,749)	(1,749)	-
(10) 未払代行手数料	(11,242)	(11,242)	-
(11) 未払費用	(81,826)	(81,826)	-
(12) 未払法人税等	(998)	(998)	-
(13) 未払消費税等	(4,528)	(4,528)	-

負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)立替金、(3)未収入金、(4)未収委託者報酬、(5)未収運用受託報酬、

(6)未収その他報酬、(7)未収収益

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(8)投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(9)未払金、(10)未払代行手数料、(11)未払費用、(12)未払法人税等、(13)未払消費税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 其他有価証券 非上場株式	0	-
(2) 関係会社株式 子会社株式	1,881	1,881
合計	1,881	1,881

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	29,554	-	-	-
立替金	9,810	-	-	-
未収入金	37	-	-	-
未収委託者報酬	36,622	-	-	-
未収運用受託報酬	1,806	-	-	-
未収その他報酬	3,150	-	-	-
未収収益	173	-	-	-
投資有価証券 (其他有価証券)				
国債	-	-	10,000	-
社債	-	10,180	-	182,850
合計	81,155	10,180	10,000	182,850

当事業年度（平成24年3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
--	------	-------------	--------------	------

現金及び預金	21,007	-	-	-
立替金	9,958	-	-	-
未収入金	127	-	-	-
未収委託者報酬	38,093	-	-	-
未収運用受託報酬	63	-	-	-
未収その他報酬	353	-	-	-
未収収益	78	-	-	-
投資有価証券				
（その他有価証券）				
国債	-	-	10,000	-
社債	-	8,759	-	-
合計	69,681	8,759	10,000	-

（有価証券関係）

1．その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表価額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	（１）株式	-	-	-
	（２）債券	33,581	32,904	677
	（３）その他	14,581	14,577	4
	小計	48,162	47,481	681
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	（１）株式	-	-	-
	（２）債券	25,668	28,927	3,258
	（３）その他	-	-	-
	小計	25,668	28,927	3,258
計		73,830	76,408	2,577

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表価額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	（１）株式	-	-	-
	（２）債券	10,563	10,089	474
	（３）その他	-	-	-
	小計	10,563	10,089	474
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	（１）株式	26,870	26,897	26
	（２）債券	16,664	20,637	3,972
	（３）その他	933	1,005	72
	小計	44,468	48,539	4,071
計		55,031	58,628	3,597

2．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	7,033	-	414
計	7,033	-	414

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	75	75	-
(2) 債券	55,133	258	2,729
(3) その他	24,334	388	724
計	79,543	722	3,453

3. 時価評価されていない有価証券の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	0	-
関係会社株式		
子会社株式	1,881	1,881
合計	1,881	1,881

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。前事業年度末において、2,988千円（非上場株式217千円、子会社株式2,770千円）を減損処理しております。

(税効果会計関係)

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
----	--	--

	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産 賞与引当金 683 未払事業税 419 関係会社株式評価損 1,483 投資有価証券評価損 2,034 投資有価証券評価差額金 1,048 繰越欠損金 195,369 繰延税金資産小計 201,038 評価性引当額 201,038 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 遡及適用による投資有価証券調整額 1,700 繰延税金負債合計 1,700 繰延税金負債純額 1,700	繰延税金資産 賞与引当金 475 未払事業税 269 関係会社株式評価損 1,299 投資有価証券評価差額金 1,282 繰越欠損金 180,389 繰延税金資産小計 183,715 評価性引当額 183,715 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 遡及適用による投資有価証券調整額 561 繰延税金負債合計 561 繰延税金負債純額 561
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。	税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額は79千円減少し、法人税等調整額は同額減少しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
168,583	25,865	2,052	196,500

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ヒューミント・エジプト株式オープン	16,955	投資運用業
フィリピン株ファンド	15,815	投資運用業
南アフリカ株ファンド	13,817	投資運用業
ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド	89,871	投資運用業

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するサービスの種類
リアル・エステート・プロパティ・リミテッド	10,010	投資運用業

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド	227,329	投資運用業

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

属性種類	会社等の 名称又は氏名	所在地住所	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	事業上関 連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
------	----------------	-------	--------------	-----------------------	-------------------------------	----------------------	-----------	------------------	----	------------------

親会社	キャピタル・パートナーズ証券㈱	東京都中央区	2,850	金融商品取扱会社	(被所有) 直接 82.9	業務受託	証券代行手数料の支払 (注1)	30,983	未払代行手数料	6,112
							備品のレンタル	1,416	未払金	42,762
							経営支援	75,460		

当事業年度(自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日)

属性種類	会社等の名称又は氏名	所在地住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	事業上関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・パートナーズ証券㈱	東京都中央区	2,850	金融商品取扱会社	(被所有) 直接 84.6	業務受託	証券代行手数料の支払 (注1)	70,731	未払代行手数料	6,403
							投資有価証券の購入 (注2)	53,397	-	-
							投資有価証券の売却 (注2)			
							売却代金	55,133	-	-
							売却益	258		
							売却損	2,729		
							現先取引 (注3)			
							期中平均残高	9,903	短期貸付金	-
							利息の受取額	1,034	未収収益	-

取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

(注2) 投資有価証券の売買取引は、提示された時価を検討して行っております。

(注3) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案し決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ・ホールディングス株式会社（非上場）

キャピタル・パートナーズ証券株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成22年4月 1 日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日)
1 株当たり純資産額	4,724円34銭	5,930円54銭
1 株当たり当期純損失 ()	3,753円89銭	1,089円05銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	前事業年度 平成23年 3 月31日	当事業年度 平成24年 3 月31日
貸借対照表の純資産の部の合計額	58,874	52,374
普通株式以外に帰属する純資産合計額	100,000	104,000
優先株式の払込出資額	80,000	80,000
優先株式の累積要配当額 (平成22年 3 月分)	16,000	16,000
優先株式の累積要配当額 (平成23年 3 月分)	4,000	4,000
優先株式の累積要配当額 (平成24年 3 月分)	-	4,000
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	41,125	51,625
普通株式の当事業年度末株式数 (株)	8,705	8,705

（注2）1株当たり当期純損失の算定上の基礎

（単位：千円）

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
損益計算書上の当期純損失()	28,677	5,480
普通株式以外に帰属する純利益	4,000	4,000
普通株式に係る当期純損失()	32,677	9,480
普通株式の当期平均株式数(株)	8,705	8,705

（注3）「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の1株当たり純資産は195円34銭減少し、1株当たりの当期純損失は207円97銭減少しております。

（重要な後発事象）

該当ありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成24年 9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金			35,361
2 立替金			13,671
3 前払費用			1,171
4 未収入金			7,875
5 未収委託者報酬			40,860
6 未収収益			1,358
7 その他			4
流動資産合計			100,303
固定資産			
1 有形固定資産	2		910
(1) 器具備品		910	
2 無形固定資産			22,491
(1) 電話加入権		52	
(2) ソフトウェア		22,438	
3 投資その他の資産			46,589
(1) 投資有価証券	3	40,657	
(2) 関係会社株式		11	
(3) 敷金		5,920	
固定資産合計			69,991
資産合計			170,295

		当中間会計期間末 (平成24年 9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
(負債の部)			
流動負債	1		
1 預り金			718
2 未払金			86,407
3 未払費用			25,424
4 未払法人税等			1,480
5 賞与引当金			400
6 その他			3,631
流動負債合計			118,062
固定負債			
1 繰延税金負債			561
固定負債合計		561	
負債合計		118,624	
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金			280,000
2 資本剰余金			77,924
(1) 資本準備金		75,251	

(2) その他資本剰余金		2,672	
3 利益剰余金			297,281
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		297,281	
株主資本合計			60,642
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			8,971
評価・換算差額等合計			8,971
純資産合計			51,671
負債及び純資産合計			170,295

(2)中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成24年4月 1 日 至 平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			168,204
2 運用受託報酬			120
3 商品投資顧問料			705
4 その他営業収益			15,000
営業収益合計			184,030
営業費用			
1 支払手数料			51,157
2 広告宣伝費			1,478
3 調査費			61,186
4 委託計算費			8,107
5 営業雑経費			4,225
(1) 通信費		1,111	
(2) 協会費		1,052	
(3) 印刷費		1,259	
(4) その他営業雑経費		802	
営業費用合計			126,155
一般管理費			
1 給料			26,210
(1) 役員報酬		6,024	
(2) 給料・手当		19,096	
(3) 賞与引当金繰入額		400	
(4) 法定福利費		690	
2 旅費交通費			386
3 租税公課			1,059
4 不動産賃借料			4,081
5 減価償却費			3,317
6 業務委託費			4,598
7 その他一般管理費			6,760
一般管理費合計			46,414
営業利益			11,460

		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 有価証券利息			124
2 受取利息			2
3 その他			42
営業外収益合計			169
経常利益			11,629
特別損失			
1 固定資産除却損			2,109
2 子会社株式評価損			1,869
3 投資有価証券償還損			2,431
特別損失合計			6,410
税引前中間純利益			5,218
法人税、住民税及び事業税			548
中間純利益			4,670

[重要な会計方針]

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4年～5年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)

- 1．仮払消費税等および仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
- 2．有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
器具備品 7,776千円
- 3．投資有価証券のうち、国債10,632千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	
1．減価償却費の内容は次の通りであります。	
有形固定資産減価償却費額	463千円
無形固定資産減価償却費額	2,854千円

（金融商品関係）

当中間会計期間末(平成24年 9 月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成24年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	35,361	35,361	—
(2) 立替金	13,671	13,671	—
(3) 未収入金	7,875	7,875	—
(4) 未収委託者報酬	40,860	40,860	—
(5) 未収収益	1,358	1,358	—
(6) 投資有価証券	40,657	40,657	—
(7) 未払金	(86,407)	(86,407)	—
(8) 未払費用	(25,424)	(25,424)	—
(9) 未払法人税等	(1,480)	(1,480)	—

負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)立替金、(3)未収入金、(4)未収委託者報酬、(5)未収収益

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(7)未払金、(8)未払費用、(9)未払法人税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
（１）関係会社株式 子会社株式	11
合計	11

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、
「（６）投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり得ます。

（有価証券関係）

当中間会計期間末(平成24年 9月30日)

- １．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

- ２．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	（１）株式	—	—	—
	（２）債券	10,632	10,089	543
	（３）その他	—	—	—
	小計	10,632	10,089	543
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	（１）株式	21,529	26,897	5,367
	（２）債券	7,663	11,637	3,973
	（３）その他	831	1,005	174
	小計	30,024	39,539	9,515
合計		40,657	49,628	8,971

（注）減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

３．時価評価されていない有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
（１）関係会社株式 子会社株式	11
合計	11

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	商品投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	168,204	705	15,120	184,030

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド	104,381	投資運用業

（1株当たり情報）

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	6,011円37銭
1株当たり当中間会計期間純利益	536円48銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

1．1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	51,671
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	104,000
優先株式の払込出資額(千円)	80,000

優先株式の累積要配当額（平成22年3月分）(千円)	16,000
優先株式の累積要配当額（平成23年3月分）(千円)	4,000
優先株式の累積要配当額（平成24年3月分）(千円)	4,000
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	52,328
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	8,705

2. 1株当たり当中間会計期間純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益（千円）	4,670
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	—
普通株式に係る当中間会計期間純利益（千円）	4,670
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	8,705

（重要な後発事象）

ファンド運用に関しアドバイザー契約を締結していた助言会社による、当社に対する債権に係る申立てに対し、東京地方裁判所より平成24年10月5日付で当社資産に対し仮差押えの決定がなされました。

当社は当該アドバイザー契約に基づき当該助言会社に対する助言報酬を未払計上しておりますが、同社の助言サービス内容が不適切であったこと等により、一部の支払いを留保しておりました。今後においても当社の正当性を主張したうえ、支払金額及び支払条件について協議していく所存であります。

なお、上記仮差押え決定により、平成24年9月末時点における資産のうち、銀行預金8,000千円及び未収債権11,046千円がその対象とされ、その他、当中間末日後に発生する債権44,494千円が対象とされております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、 において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成24年9月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円（平成24年9月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アーツ証券株式会社	500百万円	同上
安藤証券株式会社	2,280百万円	同上
エース証券株式会社	8,831百万円	同上
ヤマゲン証券株式会社	1,789百万円	同上
極東証券株式会社	5,251百万円	同上
あかつき証券株式会社	2,065百万円	同上
高木証券株式会社	11,069百万円	同上
立花証券株式会社	6,695百万円	同上
内藤証券株式会社	3,002百万円	同上
三木証券株式会社	500百万円	同上
日本アジア証券株式会社	4,100百万円	同上
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	同上
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	同上
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,950百万円	同上
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	同上
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上

平成25年4月末日現在

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管・管

理、基準価額の計算等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

委託会社であるキャピタル アセットマネジメントと前記関係法人との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日	備考
有価証券届出書	平成24年 6月20日	
有価証券報告書	平成24年 6月20日	
有価証券届出書の訂正届出書	平成24年12月20日	
半期報告書	平成24年12月20日	

独立監査人の監査報告書

平成25年6月3日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員

公認会計士 若槻 明

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているヒューミント・エジプト株式オープンの平成24年3月22日から平成25年3月21日までの第6期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューミント・エジプト株式オープンの平成25年3月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務試行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月29日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 齊藤 栄太郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度よりその他有価証券に属する外貨建債券の時価評価に係る評価差額の処理方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月21日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 齊藤栄太郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。